

厚生労働大臣の定める揭示事項（令和7年 4月1日現在）

【当院は保険医療機関です。（医療機関コード:583.060.6）】

■当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 歯科点数表の初診料の注1
- 医療DX推進体制整備加算

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で装着したブリッジにおいて、2年間の維持管理に取り組んでいます。

異常があればそのままにせず、早めにお知らせください。

- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

■義歯を6ヶ月再製作できない取扱い

入れ歯（同一のもの）を新しく作った後、6カ月間は新たに作り直すことはできません。
異常があればそのままにせず、早めにお知らせください。

■当院では、患者様と協力して歯の病気の継続管理に努めています。

■通院が困難な患者様には、訪問診療を行っています。

■当院の個人情報保護指針、取り扱いは別揭示（個人情報保護）をご覧ください。

■当院では、患者様のご希望によりその使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。別揭示（保険適用外料金表）をご確認ください。

町立湯沢病院（湯沢町保健医療センター）